



# お知らせカレンダー

No. 1777 【 7月27日 発行】

令和5年7月31日 ~ 令和5年8月13日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,660 世帯

人口 5,092 人

男: 2,487 人

女: 2,605 人

(令和5年6月30日現在)



7月

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
31	(月)				

8月

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(火)				
2	(水)	与論町長選挙立候補予定者説明会	10:00~11:00	多目的ホール	選挙管理委員会
		議会議員補欠選挙立候補予定者説明会	13:00~14:00	多目的ホール	選挙管理委員会
3	(木)				
4	(金)				
5	(土)				
6	(日)				
7	(月)				
8	(火)				
9	(水)				
10	(木)	乳児健診(対象児:R5.3.9~R5.5.10生)	受付時間(13:15~13:30)	保健センター	保健センター
		6~7か月児健診(対象児:R4.12.9~R5.2.10生)	受付時間(13:00~13:15)		
11	(金)	山の日			
12	(土)	サンゴ祭り	18:00~	茶花海岸	与論町連合青年団
13	(日)	サンゴ祭り&花火大会	18:00~	茶花海岸	与論町連合青年団

## 九州電力送配電から感電事故防止のお願い

感電事故防止のため、発電所・変電所へは立ち入らない、電線の近くで虫とりや魚釣りをしない、切れた電線にはさわらない、電柱や鉄塔に昇らないよう、お願いいたします。

なお、万一何かが電線等にかかった場合は、自分で取ろうとせず、お近くの九州電力送配電までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

九州電力送配電株式会社 奄美送配電事業  
電話: 0800-777-9453(平日9時~17時)

~保健センターからのお知らせ~

## 乳腺外来があります



全国でもトップクラスの乳がん診療経験をもつ「相良病院」の医師による乳腺外来を以下の日程で予定しています。(与論徳洲会病院の専門外来)

・8月7日(月)午後3時~午後4時30分

・8月8日(火)午前9時~午前11時

エコー検査による診療ですので、自覚症状のある場合のみ40歳未満の方も受診が可能です。検査については相良病院の女性技師が行います。

受診前に予約申し込みが必要です。詳細は与論徳洲会病院(97-2511)へお問い合わせください。

令和5年8月1日(火)~8月8日(火)は

## 県子ども予防接種週間 です

8月4日は”はしかの日”



麻しん風しん混合(MR)ワクチン予防接種対象者

1期・・・1歳以上2歳未満のお子さま

2期・・・H29.4.2~H30.4.1生まれのお子さま

予防接種は、お子さまの健やかな成長のために

一番必要な時期に受けていただくよう市区町村からお知らせしています。

特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると免疫がつくのが遅れ

重い感染症になるリスクが高まります。

この機会に母子手帳の予防接種歴を確認してみましょう。



《問い合わせ先》

与論町保健センター 担当: 鬼塚 TEL 0997-97-5105

## ~与論島漁業集落より~

## 「お魚祭り」の開催についてお知らせ!!

夏到来! 「お魚祭り」が下記日時により開催されます! 当日は与論島産の美味しい海産物の販売やイベント等が行われますので、町民の皆様のご来場をお待ちしております!

【日時】: 令和5年7月30日(日) 午前9時~12時

【場所】: 与論町漁業協同組合(茶花漁港)

【イベント】: マグロの解体ショー、魚掴み獲り

【販売】: 鮮魚、加工品等

主催: 与論島漁業集落 協賛: 与論町漁業協同組合

問い合わせ先: 97-2221 事務局(漁協事務所内)

(※天候等の影響により、中止又は延期となる場合があります。)

## 《 介護保険料のお知らせを発送しています 》

65歳以上の皆さんに介護保険料納入通知書を送付しています。  
お支払い方法は納入通知書の「徴収方法」欄をご確認ください。



- 徴収方法
- ・特別徴収・・・年金からの自動引き落とし
  - ・普通徴収・・・同封の納付書にて町内金融機関、または役場窓口でお支払いください。  
(口座振替の方は指定の口座から引き落とされますので納付書はありません)

※金融機関及び役場窓口でのお支払は午後3時までですでお気をつけください。

### ◆ 介護保険料は基準額をもとに決められます ◆

《基準額とは》

- ・各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。
- ・市区町村ごとに介護保険サービスに必要な額と65歳以上の人数に応じて決められます。

与論町介護保険料基準月額：6,800円

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{与論町で介護給付に係る費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{与論町の65歳以上の人数}}$$

所得段階 保険料率	対 象 者	年額保険料 (月額保険料)
第1段階 基準額×0.3	● 生活保護を受給している人 ● 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	24,480円 (2,040円)
第2段階 基準額×0.5	● 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円越120万円以下の人	40,800円 (3,400円)
第3段階 基準額×0.7	● 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	57,120円 (4,760円)
第4段階 基準額×0.9	● 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	73,440円 (6,120円)
第5段階 基準額	● 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	81,600円 (6,800円)
第6段階 基準額×1.2	● 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	97,920円 (8,160円)
第7段階 基準額×1.3	● 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	106,080円 (8,840円)
第8段階 基準額×1.5	● 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	122,400円 (10,200円)
第9段階 基準額×1.7	● 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	138,720円 (11,560円)

ご不明な点等ございましたら健康長寿課までお問い合わせください。

【健康長寿課 介護保険係(担当: 栂山) TEL: 0997-97-4992】

## ○ 子育ての悩みや発達不安 ○

# ひとりで悩まず まずは相談!

子育てに関する不安や悩みは、親であれば誰でも抱えているものです。でも、仕事が忙しくて相談する時間がなかったり、身近に相談できる人がいないなどの理由で、一人で悩みを抱え込んでしまうお母さん、お父さんも少なくありません。どんな些細なことでも構いません。子育てに悩んだときは、一人で悩まず、まずは相談してください。子育てを頑張るお母さん、お父さんを応援します。

**こども総合療育センターによる  
巡回療育相談のご案内**

- 日時：令和5年10月19日(木) 15:00~18:00  
令和5年10月20日(金) 8:30~12:00
- 場所：与論町保健センター
- スタッフ：小児科医、心理士、理学療法士  
その他(言語聴覚士、作業療法士)

なお、この相談会は完全予約制となっております。事前に保健センターへの申し込みが必要です。(締切8月31日)

お問い合わせ先： 与論町保健センター(町田)  
☎ 0997-97-5105

今日はちょっと  
落ちるかな？  
ママのお話し聞いてね!



## 【公民館教室特別講座のお知らせ】ピラティス入門

日常生活における体の歪みや使い方の癖は、誰もがもっているものです。それらを放っておくと、痛みや不調につながりかねません。

ピラティスはリハビリ発祥のエクササイズですので、年齢や性別問わず、運動経験関係なく取り組めます。深い呼吸と共に正しい姿勢を保ち、ゆったりと動きます。

ご自身のペースで動き、お体の声を楽しみましょう♪



### 【こんな方へおすすめです!】

お腹周りを引き締めたい、リフレッシュしたい、姿勢不良からくる不調改善、疲れやすい、生理痛や便秘・冷え性がある、スポーツパフォーマンスの向上 等

【開催日】令和5年8月18日(金) 10時~11時・8月19日(土) 10時~11時

【場 所】中央公民館2階和室

【定 員】各日先着5名(両日の申し込み可) ※定員になり次第、締め切ります。

【対 象】20代~70代

【受講料】各日1,000円(中央公民館窓口にて受講料を添えてお申し込み下さい。)

【持ち物】飲み物、汗拭きタオル、靴下着用自由、マットの持ち込み可

【講 師】綾田 彩乃(与論町出身、STOTTPILATESインストラクター)



### 【お問い合わせ】

与論町中央公民館(9時~17時、日曜・祝日定休)

電話：0997-97-2079

※ 児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成支援事業を受けている方へ

8月分以降の「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭医療費助成」を受けるには  
**現況届**が必要です！

児童扶養手当は、ひとり親及び父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは母又は父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される制度です。

ひとり親家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、ひとり親やその子ども、あるいは両親がいない子どもを養育している人が病院などで診察を受けた際に、健康保険の自己負担分の一部を助成する制度です。

ひとり親家庭において18歳に到達して最初の3月31日までの間の子どもがいる場合(一定の障害がある児童は20歳未満まで)と、その父又は母が対象となります。

現況届は、毎年8月1日における児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成の受給資格の確認と所得による手当額を決定する大事な届出です。

【書類の提出期間】

令和5年8月7日(月)～  
令和5年8月25日(金)

◆ 注意 ◆

提出がない場合、8月分以降の手当や助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

【現況届に必要な添付書類等】

- ◆ 印鑑
  - ◆ 児童扶養手当証書
  - ◆ ひとり親家庭医療受給資格者証
  - ◆ 保険証(ご家族全員分)・雇用証明書
- ※ その他、必要に応じて提出する書類があります。



【提出先・問合せ先】

与論町役場 町民生活課  
児童扶養手当担当 永井  
ひとり親医療助成担当 杉田  
電話：0997-97-4930

## 特定小型原動機付自転車(電動キックボード) 専用ナンバープレートの交付について

令和5年7月1日より、道路交通法の一部が改正され、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されました。改正に伴い、安全性の観点から車体幅に収まるサイズ(10cm角)のナンバープレートの交付を受けることが可能になりましたのでご案内します。

特定小型原動機付自転車の要件

- ・長さ190cm以下、幅60cm以下のもの
- ・定格出力が0.60kw以下の電動機を用いるもの
- ・最高速度が時速20km以下のもの
- ・走行中に最高速度の設定を変更できないもの
- ・オートマチックトランスミッション(AT)のもの
- ・最高速度表示灯が備えられているもの

※上記に加え、保安基準に適合しており、自賠責保険に加入している必要があります。

特定小型原動機付自転車専用のナンバープレートの交付をご希望の方は、下記に記した申請に必要な書類をご持参のうえ、与論町税務課の窓口でお手続きをお願いいたします。

【新たにナンバープレートを取得する場合】

- ・販売証明書
- ・車体番号、長さ、幅、定格出力、最高速度等が確認できる書類(製品カタログ等)
- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

【従来のナンバープレートから特定小型原動機付自転車専用のものに交換する場合】

- ・お手持ちのナンバープレート
- ・車体番号、長さ、幅、定格出力、最高速度等が確認できる書類(製品カタログ等)
- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

※標識番号の変更により、自賠責保険の変更手続きが必要となる場合があります。詳しくは加入されている保険会社・共済組合にお問合せください。

お問合せ：与論町役場 税務課 (TEL：0997-97-3133)

# 令和5年度干害対策施設整備事業の2次募集について

令和5年度干害対策施設整備事業の2次募集を募集します。申請を希望される方は役場産業課へお越しの上、申し込みいただきますようお願い致します。  
※申し込みいただいたものが全て採択されるわけではありません。応募多数の場合、予算の範囲において新規利用者や認定農業者、新規就農者を優先し調整させていただく場合があります。  
詳しくは役場産業課までお問い合わせください。

- 申込受付 随時（予算満了次第終了とします。）
- 必要書類 見積書、申請書類一式（産業課にあります。）
- 事業内容

以下の対象施設についての新設及び更新にかかる費用の助成を行う。

対象施設：貯水槽、ボーリング井戸、散水設備、配管施設（埋設工事を伴うもの）、ポンプ一式等（施設の型式や資材の発注業者は自由です。）

補助率等：対象経費の1/2以内（新規）、1/4（更新）で助成します。

（ただし、補助金の上限は75万円以内（新規）、37.5万円以内（更新））

※対象事業費が15万円以上のものに限り。

対象者：町内の農業者（グループで組合を作る必要はありません）

対象作物：サトウキビ、牧草、サトイモ、インゲン、ニガウリ、ソリダゴ、トルコギキョウ、ユリ、マンゴー、アテモヤ他

※また、上記以外の品目でも販売目的に生産する場合は対象としますが、申し込みが多い場合は上記品目を優先させていただきます。

【お申し込み・お問い合わせ先】  
役場産業課 97-4924（担当：叶）

## 火葬場（昇龍苑）改修工事期間中の業務について（お知らせ）

現在、火葬場（昇龍苑）の長寿命化を図るため、改修工事を行っております。

つきましては、利用者様にはご不便等お掛けすることもあります。下記期間中の火葬及び遺骨火葬については基本的に通常通り受け入れを行うこととしておりますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

記

改修工事の期間 令和5年7月24日～11月30日



＜お問い合わせ先＞  
役場町民生活課 担当：光  
TEL 0997-97-4930

## 水道課からのお知らせ

### 1.水道メーター検針について

\* 検針期間は毎月1日から7日までとなっております。

\* 各ご家庭の水道メーター周りが、物で塞がっている、草木が生茂り検針出来ない、飼い犬等がつながれており、メーター検針に支障をきたしているところがあります。

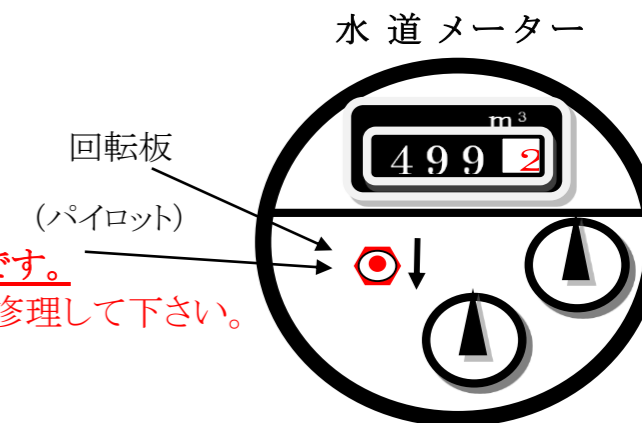
また、木が生茂っていると水道パイプに木の根が巻き付き漏水の原因にもなります。

\* 常に水道メーターの検針しやすい環境づくりにご協力をお願い致します。

### 2.漏水について

\* 自分でできる漏水の確認方法

- 1、蛇口を全部閉める。
- 2、回転板(パイロット)が回っていると漏水です。
- 3、与論町指定工事店に連絡されて早く修理して下さい。  
※修理費は需要者の負担になります。



\* 与論町指定工事店へ（順不同）

菊池水道 97-2182	・ 瀧久建設 97-3720	・ ヨシダ管工業 97-4351
吉田設備 97-4984	・ 田畑設備 97-3530	・ 原建設 97-4860
浦口建設 97-4749	・ 吉田興建 97-2078	

### 3.茶花地区農業集落排水施設利用について

最近、排水施設へタオル・ビニール袋・ロープ・下着類・雑巾・油等が流れて汚水管が詰まったり、ポンプが動かなくなっております。

下記の注意を守らなければ、排水処理施設の運転に多大な支障をきたすこととなりますので、皆様のご協力をお願いします。

排水設備使用上の注意（**厳重**）

- \* 雨水を汚水桝に流さない。汚水桝の蓋をちゃんと閉める（木の葉等の流入がある）
- \* 台所や風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
- \* トラップ桝は、定期的<sup>ます</sup>に掃除する。

以上の件について、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。